

## 文化財活用資金貸付規程

平 30. 9. 19 制定

令 3. 4. 1 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、文化財の活用のために要する経費について、文化財の所有者または管理者および文化財の活用を行う協議会等の団体（以下「所有者等」という。）の一時的な負担に対して、文化財活用資金を貸付けることにより当該事業が円滑に行われることを趣旨として、貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象となる文化財の範囲)

第2条 資金の貸付対象となる文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）または滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）もしくは市町の条例により指定された文化財、文化財保護法により登録を受けた文化財およびこれらに準ずるもの（以下「文化財」という。）とする。

(貸付対象となる事業の範囲)

第3条 資金の貸付対象となる事業は、国、県または市町（以下「国等」という。）の補助金等の対象となった文化財の活用に関する事業（施設整備に係るものを除く。）とする。

(貸付けの要件)

第4条 資金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号の要件をそなえた所有者等に  
限るものとする。

- (1) 事業に要する経費の全部または一部を一時に負担することが困難であるもの。
- (2) 貸付けた資金について償還能力があるもの。

2 資金の貸付けを受けることのできる所有者等は、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 同項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (7) 同項第2号から第6号に掲げる者が、その運営等に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 貸付限度額 300万円
- (2) 利 息 無利子
- (3) 貸付手数料 当初に貸付手数料として貸付金額1%を納めること。
- (4) 貸付期間 1年以内
- (5) 償還期日 事業完了後2ヶ月以内もしくは  
国等からの補助金の入金後1ヶ月以内
- (6) 延滞利息 延滞金について年7.5%

(借入申込み)

第6条 資金の借入申込みは、文化財活用資金借入申込書（別記様式第1号）によるものとする。

2 前項の借入申込書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（事業に関する仕様書および見積書を添付すること）
- (3) 資金収支計画書
- (4) 償還財源充当計画書（別記様式第3号）
- (5) その他資金の借入れについて必要と認める書類

(債務保証)

第7条 貸付金の償還についてその債務保証のため、借入申込書に保証人2名が連署するものとする。

2 保証人は、貸付金の償還について連帯してその責を負うものとする。

3 保証人になろうとする者は、保証契約締結前に、原則として公証役場で保証意思確認の手続きを行い、保証契約締結の日前1ヶ月以内に「保証意思宣明公正証書」を作成するものとする。

4 ただし、次の各号に掲げる者については、前項に定める保証意思の確認を不要とする。

- (1) 主債務者が法人の場合における、その法人の理事、取締役、執行役および議決権の過半数を有する株主等
- (2) 主債務者が個人の場合における、主債務者と共同して事業を行っている共同事業者および主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者

(貸付けの決定)

第8条 理事長は、第6条第1項の借入申込書を受理したときは、その申込みが第2条から第4条までおよび第7条の要件を備え、かつ、資金の貸付けが適当であるかどうかについての貸付審査会の審査を踏まえ貸付を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 貸付審査会については、別に定める。
- 3 理事長は、第1項の規定によって貸付の決定をしたときは、文化財活用資金貸付決定書（別記様式第4号）を電子メールまたはファクシミリ通信により借入申込者に通知するものとする。

（借用証書等の提出）

第9条 前条第3項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、文化財活用資金借用証書（別記様式第5号）を提出するものとする。

- 2 保証人が第7条第4項に該当しない場合は、同条第3項に定める「保証意思宣明公正証書」を提出するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。